

福島銀行「いつでもどこでも支店」インターネット取引規定

福島銀行「いつでもどこでも支店」（以下「当店」といいます。）の取引で利用するインターネットサービスは本規定により取扱います。

この規定に定めのない事項については、以下の預金規定等および別途当行が定める各取引規定により取扱います。

- ・福島銀行「いつでもどこでも支店」 取引規定
- ・福島銀行「いつでもどこでも支店」 総合口座普通預金規定
- ・福島銀行「いつでもどこでも支店」 カード規定
- ・福島銀行「いつでもどこでも支店」 総合口座定期預金規定

1. インターネット利用概要

- (1) 当店の取引で利用するインターネットサービス（以下「本サービス」といいます）とは、ご契約者ご本人（以下「お客様」といいます）が、パーソナルコンピューター等（以下「取引端末」といいます）を通じて、振替取引、振込取引、諸届、残高・入出金明細の照会、取引内容照会等の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。
- (2) お客様は、この規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2. 使用できる取引端末

本サービスを利用するに際して使用できる OS・ブラウザは、ホームページ掲載のものに限ります。

3. 取扱い時間

本サービスの取扱い時間は、ホームページ掲載の時間内とし、取扱い時間は、取引により異なります。ただし、当行は、本サービスの取扱い時間等をお客様へ事前にご通知することなしに変更することがあります。なお、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、取扱い時間中であっても、お客様に予告なく、取扱いを一時停止または、中止することがあります。

4. 利用する預金口座

本サービスで利用する普通預金口座と定期預金口座は、当店との取引開始時に当店で開設します。開設する普通預金口座、および定期預金口座は総合口座とします。

5. 振込口座の指定

- (1) 振込取引は、当行または他金融機関における日本国内本支店のお客様名義の口座を振込の都度、ご指定いただきます。
- (2) 振込取引は、当行所定の期間先まで、予約が可能です。この場合、振込資金の引落は、振込日当日の当行所定の時間となります。

6. 開始登録用「ログインパスワード」の届出

お客様は、当店との取引開始時に、お客様であることを確認するための開始登録用「ログインパスワード」をインターネット支店口座開設申込書（以下「申込書」といいます。）により届出するものとします。また、お客様は、申込書に記入された「ログインパスワード」を開始登録時に必ず変更するものとします。変更せずに取引を行うことはできません。

7. 取引限度額の登録

- (1) 当行は、「普通預金口座の1日当り出金上限金額」（基準は、「午前零時」とします）を定めます。お客様は、当行が定めた範囲内、お客様の取引端末より、「普通預金口座の1日当り出金上限金額」を随時設定変更することができます。ただし、取引限度額の反映は、3日後となります。
- (2) 当行所定の「普通預金口座の1日当り出金上限金額」は、当行の都合により、適宜変更できるものとします。
- (3) 「普通預金の1日当り出金上限金額」を超える依頼については、当行は、取引を実施する義務を負いません。

8. 各種取引に伴う資金および手数料等の引落方法

各種取引に伴う資金および手数料等の引落しは、当店の普通預金から、当行所定の方法により自動的に引落します。

9. 本人確認

(1) 「ログインID」について

「ログインID」は、お客様が開始登録時に設定を行います。また、「ログインID」は、お客様が正当な使用者であることをコンピューターが認識するためのお客様番号です。お客様固有のもので、他のお客様と重複する登録はできません。

(2) 「ログインパスワード」について

「ログインパスワード」は、取引を依頼するために、お客様が正当な使用者であることを証明するための暗証番号です。このため、申込書に記入していただいた開始登録用の「ログインパスワード」は、開始登録時に、必ず変更してください。

(3) 「確認用パスワード」について

「確認用パスワード」は、振替取引・振込取引、諸届、およびお客様の設定内容変更に使用する取引の安全性を高めるための暗証番号です。

(4) 本サービスのご利用についてのお客様の確認は、次の方法により行うものとします。

①本人確認方法

当行は、お客様より申込書でお届けいただいた本サービスの開始登録用「ログインパスワード」ならびに開始登録時にお客様に設定していただく「ログインID」および手続き完了のお知らせにて通知する「確認用パスワード」を使用して本人確認を行います。

②取引の有効性

当行が第1号の方法に従って本人確認をして取引を実施したうちは、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」につき不正使用その他事故があっても、当行は、当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害につき、当行はその責を負いません。

③「ログインパスワード」および「確認用パスワード」の管理

「ログインパスワード」および「確認用パスワード」は、第三者に教えることなく、お客様自身の責任において、厳重に管理してください。「ログインパスワード」および「確認用パスワード」は、本サービスをご利用いただくためだけのものであり、当行社員であってもお客様にお尋ねすることはありません。

④「ログインパスワード」および「確認用パスワード」相違等によるサービス停止

本サービスの利用について届出と異なる「ログインパスワード」および「確認用パスワード」の入力が連続して6回を超えた場合、お客様は、当行で定める時間が経過するまで本サービスの利用ができません（以下「ロックアウト」といいます）。

また、「ロックアウト」が3回連続した場合、その時点で、当行は本サービスの利用を停止いたします。本サービスを再びご利用いただくには、当行所定の手続きが必要となります。

⑤「ログインパスワード」および「確認用パスワード」の変更

「ログインパスワード」および「確認用パスワード」の変更は、お客様の取引端末にて、変更できます。また、お客様の取引の安全性を確保するため、変更は、当行所定の期間毎に行ってください。

10. 取引の依頼

(1) 取引の依頼方法

本サービスによる取引は、第9条に従った本人確認が終了後、お客様が取引に必要な所定事項を当行の指定する方法により正確に伝達することで、取引を依頼するものとします。

(2) 依頼内容の確定

①振込取引、振替取引については、取引依頼の画面において、お客様の依頼内容を画面上に表示いたしますので、その内容が正しい場合は、「確認用パスワード」を入力し、実行ボタンを押下してください。この内容を当行が受信した時点で、当該取引の依頼内容が確定したものとします。

②照会取引については、当行がお客様の依頼内容を画面上に表示いたしますので、正しい場合は、実行ボタンを押下してください。この内容を当行が受信した時点で、当該取引の依頼内容が確定したものとします。

(3) 依頼の受付等

①普通預金からの出金依頼を受付けた場合は、お客様に対してその依頼受付の通知を電子メール（以下「通知メール」といいます。）でお客様が登録した電子メールアドレス宛に送信します。なお、電子メールアドレスの登録は、本サービスの開始登録画面でご登録いただきます。

②第1号に定める取引において、引落が成立しなかった場合（残高不足、当該口座の解約、当該口座が差押・仮差押・転付命令の対象になっており当行がその事実を認知したとき、入金口座番号の相違や入金口座が解約済等相応の理由で入金できない場合、および、お客様からの申し出による印鑑の紛失時を含む支払停止、本利用規定に反して利用された場合等）には、当該取引の依頼はなかったものとして取扱いますのでご了承ください。なお、後に支払いが可能となる場合においても、当行は、当該

取引の手続きはいたしません。

1 1. 口座情報の照会

お客様は当店の普通預金と定期預金について、当行所定の方法・範囲に従い口座情報（残高、入出金明細等）の照会を行うことができます。

1 2. 振替・振込取引

(1) 振替・振込の定義等

①振替とは、当店の普通預金から、当行本支店にある同一名義でかつ登録口座となっている口座、または定期預金への資金移動取引をいい、振替手数料は、無料です。

②振込とは、当店の普通預金からお客様が指定する口座への振込取引をいい、当行が定める振込手数料が必要になります。なお、振込先の指定方法は都度指定方式となります。

(2) 振替取引の実施日

振替取引は、原則として通信を受信した時点の当日を受付日とし、受付日当日または翌営業日に実施します。この場合の振替資金は、出金口座から受付日の日付で引落しいたします。ただし、受付日が銀行窓口休業日の場合は、翌営業日を登録口座、または定期預金への入金日とします。この場合の振替資金は、出金口座から翌営業日日付にて引落しいたします。

(3) 振込取引の実施日

振込取引は、原則として通信を受信した時点の当日を受付日とし、当行所定の期間の銀行営業日を振込日とします。この場合の振込資金は、出金口座から振込指定日当行所定の時刻に引落しいたします。

(4) 依頼内容の取消

振替依頼の取消は、当行での処理前までに限り受付いたします。（処理状況が「受付中」のものに限りません。「処理中」のものは取消できません。）

①振込・振替予約の取消は、「受付中」に限り受け付けいたします。また、銀行窓口休業日の場合も、「受付中」に限り受け付けいたします。

②振込指定日当日の取消はできません。

(5) 依頼内容の訂正・組戻し

①第4項1号の場合を除いて、振込・振替取引の依頼内容が確定した後（画面の実行ボタンを押下した後）は、依頼内容を変更すること（以下、「訂正」といいます）、または依頼を取りやめること（以下、「組戻し」といいます）は、取引端末から操作できません。ただし、当行所定の手続きにて訂正・組戻しを受け付けいたします。また、組戻しについては、当行所定の組戻し手数料および消費税をいただきます。

②当行は、お客様からの訂正・組戻し等の依頼内容に基づき、組戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込口座のある金融機関に行います。

③組戻しにより振込口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当店の普通預金口座に入金いたします。

④第2号の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合等には、振込先金融機関の所定の手続きが必要となる場合があります。この場合は、振込先金融機関との間で協議をしてください。なお、この場合の組戻し手数料および消費税は、返却いたしません。

1 3. 電子メールによる振込・振替取引の通知

お客様から振込・振替取引依頼を当行が本サービスで受け付けた場合、当行は、受付実施結果の通知メールをお客様が登録した電子メールアドレスに送信することをもって、お客様に通知したものとみなします。この当行所定の通知方法に同意が得られない場合は、本サービスのお取引は、ご利用いただけません。また、振込・振替取引の通知メールによる通知は、お振込が振込先に到達したこと、また振替が完了したことを確認したものでなく、お取引を受け付けた確認であることにご留意ください。

1 4. 諸届受付

(1) 本サービスによりお取扱可能な諸届

①住所変更

②公共料金（電気・電話・NHK）口座振替申込

(2) 住所変更の実施日

住所変更は、原則として通信を受信した時点の当日を受付日とし、受付日当日、または翌営業日に実施します。受付日が銀行窓口休業日の場合は、翌営業日に実施します。

(3) 公共料金の申込日

公共料金は、原則として通信を受信した時点の当日を受付日とし、受付日当日、または翌営業日に申込

を行います。受付日が銀行窓口休業日の場合は、翌営業日に申込します。ただし、口座振替開始の時期については、各業者に直接ご確認ください。

(4) 諸届内容の取消

諸届の取消は、当行で処理前までに限り受付いたします。(処状況が「受付中」のものに限ります。「処理中」のものは取消できません。)

(5) 受付否認

諸届の内容に不備等があり、受付ができない場合は、否認通知メールをお客様が登録した電子メールアドレスに送信することをもって、お客様に通知したものとみなします。

1 5. 取引メニューの追加

本サービスに今後追加される取引メニューについて、お客様は、新たな申込なしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部メニューについては、この限りではありません。

1 6. 取引内容の確認等

(1) 取引内容の照会

本サービスにより行った振込・振替、諸届取引については、当行所定の方法により本サービスを利用して照会することができます。お客様は、本サービスによる照会で振込・振替、諸届取引の内容を確認してください。

(2) 通知による取引内容等の確認等

①「通知メール」の送信

- A. インターネットを利用した振替・振込、諸届取引については、受付番号を都度「通知メール」として、お客様が登録した電子メールアドレスに送信いたします。
- B. 「通知メール」は、お客様ご本人からの依頼による取引であることを確認いただく重要なものですので、必ず内容をご確認ください。
- C. 記載内容に相違がある場合または取引照会等で取引があるにもかかわらず「通知メール」が届かない場合は、ただちに当店に確認してください。
- D. お客様が登録した電子メールアドレスに送信したうちは、通信障害その他の理由による未着・延着につき、当行はその責を負いません。また、不着によって生じた損害につき、当行はその責を負いません。

②「通知メール」未着の場合の取扱い

「通知メール」が未着で当行あてに返却された場合、当行は、お客様ご本人による取引であることを当行が確認できるまで、お客様の安全のため、本サービスによるお客様とのお取引を一時停止する等、当行所定の範囲で取引を制限することができるものとします。

(3) 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合は、本サービスについて当行が保有する電磁的記録内容を正当なものとして取扱います。

1 7. 海外からの利用

海外からのご利用は、その国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様等に相違があるため、取扱い不可とさせていただきます。

1 8. 免責事項等

(1) 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行はその責を負いません。

- ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- ②公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信回線において、当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことによりお客様の各種「パスワード」や取引情報が漏洩したとき
- ③当行または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、取引端末、通信回線または、コンピューター等に障害が生じたとき
- ④郵送上の事故につき、第三者がお客様の情報を知り得たとき
- ⑤当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

(2) 当行が講じる安全対策についての了承

お客様は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策について、了承しているものとみなします。なお、

インターネットにおいて施す暗号化対策の手段については、別途お渡しする「ご利用ガイド」の手順によります。

(3) 環境設定の確保

本サービスに使用する取引端末及び通信媒体が正常に稼動する環境については、お客様の責任において確保してください。当行は、本契約により取引端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または、不用意な取引が成立した場合、そのことにより生じた損害について、当行はその責を負いません。

(4) 「福島銀行いつでもどこでも支店口座開設手続き完了のお知らせ」の郵送上の事故等について

当行が発送した「福島銀行いつでもどこでも支店口座開設手続き完了のお知らせ」が郵送上の事故等、当行の責によらない事由により、第三者（当行社員を除きます）がその内容を知り得たとしても、その為に生じた損害について、当行は一切その責を負いません。

19. 解約等

本サービスは、当店との取引の解約と同時に解約いたします。当店との取引がある場合は、本サービスの終了はできません。

20. 規定の変更

(1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認める場合には、当行所定のホームページへでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。

(2) 第1項の場合は、公表等の際に定める適用開始日が適用されるものとします。